

議案第59号

新居浜市営渡海船設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市営渡海船設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月13日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市営渡海船設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市営渡海船設置及び管理条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 3 渡海船の種類は、定期便及び災害等緊急の必要がある場合その他の規則で定める場合に使用する貸切便とする。

第2条中「この条例の定めるところにより、この条例の定めのないものについては」を「この条例に定めるもののほか」に改める。

第4条中「別表の」を「別表第1又は別表第2に掲げる」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表中

「

類別	使用料
----	-----

」を

「

定期便使用料

類別	使用料
----	-----

」に

改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

貸切便使用料

使用船舶	基本使用料（2時間以内につき）
渡海船1	59,040円
渡海船2	58,560円

備考 貸切便の使用時間が2時間を超える場合の使用料の額は、基本使用料に2時間を超える1時間までごとに基本使用料の2分の1の額を加算して得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害等の緊急時において、渡海船の定期便運航時間外に使用する貸切便の使用料等を定めるため、本案を提出する。